

■区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定について■

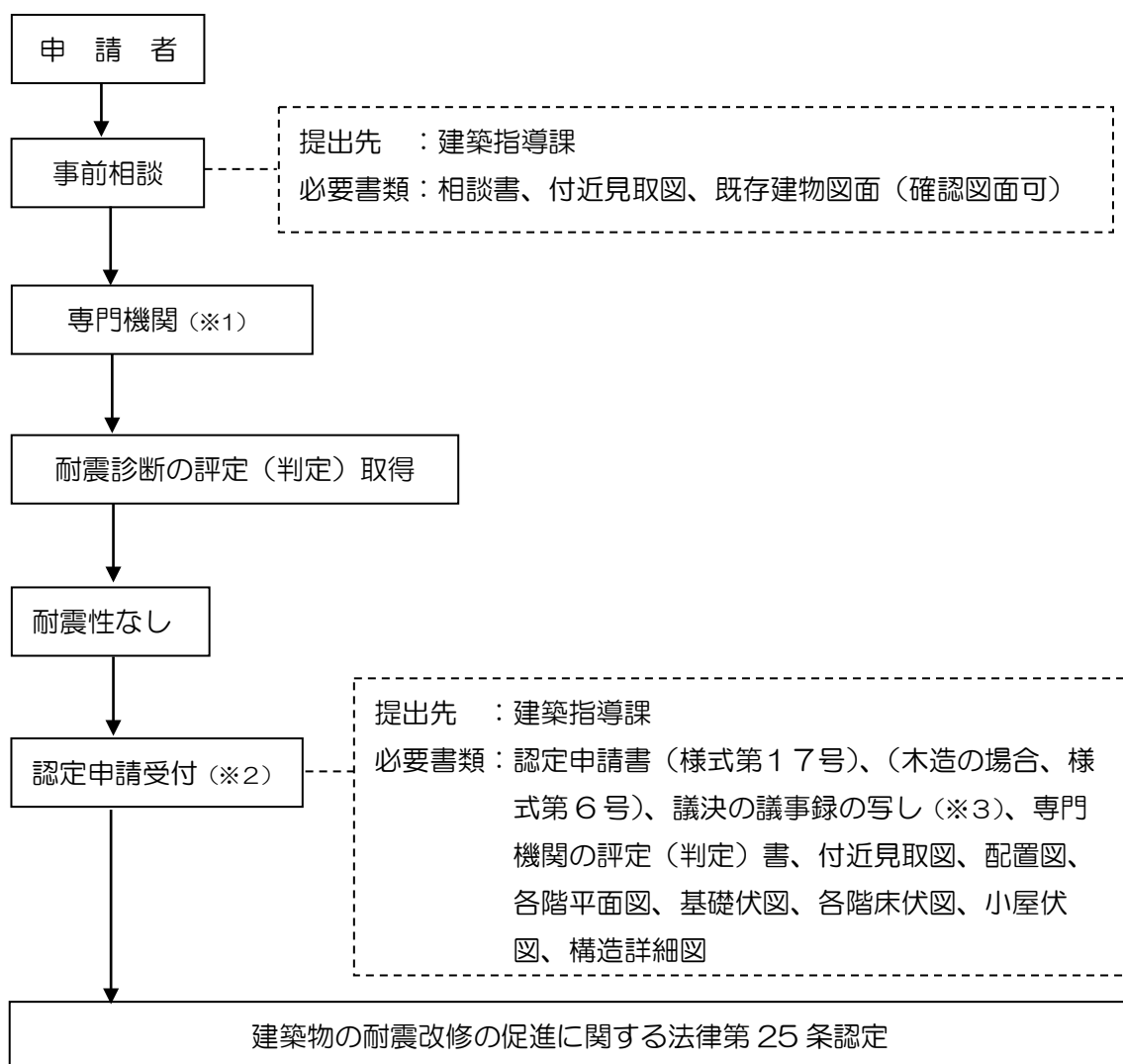
【耐震改修の必要性に係る認定について】

耐震診断が行われた区分所有建築物の管理者等は、耐震改修の必要性に係る認定を申請することができます。

【認定によるメリット】

○認定を受けた建築物では、合意形成の要件が緩和され、共用部分を変更する工事を行うときに必要となる区分所有者及び議決権を、各4分の3以上から過半数とすることができます。

【耐震改修計画の認定手続きフロー】



※1 主な専門機関（一財）日本建築防災協会 全国ネットワーク委員会等による
(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/nw/hantei/>)

(一財)日本建築防災協会 (一社)建築研究振興協会 (一財)日本建築センター 日本 ERI(株)
(一社)構造調査コンサルティング協会 (一財)ベターリビング (一財)建築保全センター 等

※2 申請書類は、正副2部作成すること。

※3 区分所有法第18条第1項の規定により、当該認定の申請を議決した集会の議事録。(区分所有法第18条第2項の規定で別段の定めをした場合は、規約の写し及び要耐震改修認定の申請をすることを証する書類。)